

【出願書類】			
内容		条文	規則
図面	出願人	<p>第七条 図面</p> <p>(2) 図面が発明の理解に必要でない場合であつても、発明の性質上図面によつて説明することができるときは、</p> <p>(i) 出願人は、国際出願をする時に図面を国際出願に含めることができる。</p>	<p>7. 1 工程図及び図表 工程図及び図表は、図面とする。</p> <p>7. 2 期間 第七条(2)(ii)に規定する期間は、事情に応じて相当の期間とし、いかなる場合にも、同条(2)(ii)の規定に基づいて図面又は追加の図面の提出を要求する書面の日付の日から二箇月未満であつてはならない。</p>
	指定官庁	<p>第七条 図面</p> <p>(2) 図面が発明の理解に必要でない場合であつても、発明の性質上図面によつて説明することができるときは、</p> <p>(ii) 指定官庁は、出願人に対し、所定の期間内に図面を提出することを要求することができる。</p>	

【出願書類】

内容		条文	規則
要約	要約の性質	<p>第三条 国際出願</p> <p>(3) 要約は、技術情報としてのみ用いるものとし、他の目的のため、特に、求められている保護の範囲を解釈するために考慮に入れてはならない。</p>	<p>8. 1 要約の内容及び形式</p> <p>(a) 要約は、次の事項から成る。</p> <p>(i) 明細書、請求の範囲及び図面に含まれている開示の概要。概要は、発明の属する技術分野を表示し、並びに技術的課題、発明による技術的課題の解決方法の要点及び発明の主な用途を明瞭に理解することができるように起草する。</p> <p>(ii) 該当する場合には、国際出願に記載されているすべての化学式のうち発明の特徴を最もよく表すもの</p>
	英語等の場合		<p>8. 1 要約の内容及び形式</p> <p>(b) 要約は、表現することができる限りにおいて簡潔なもの（英語の場合又は英語に翻訳した場合に五十語以上百五十語以内であることが望ましい。）とする。</p>
	留意点等		<p>8. 1 要約の内容及び形式</p> <p>(c) 要約には、請求の範囲に記載されている発明の利点若しくは価値の主張又はその発明の思惑的な利用について記載してはならない。</p> <p>(d) 要約に記載されている主要な技術的特徴であつて国際出願の図面に示されているもののそれぞれには、括弧付きの引用符号を付する。</p>